

利根実業高等学校の生徒心得について、頭髪、携帯電話、アルバイトについての内容です。

I 頭髪・服装・携帯電話等について

服装及び所持品はその人の品位の尺度となり、校風を左右するものであるから、質素・清潔・端正にして高校生としての品位を保ち、華美をさけること。

1 全般規定

- (1) 服装は指定制服を着用すること。儀式等では正装とし、それ以外は正装に準じた服装とすること。
- (2) 通学時の履物は靴を用いること。下駄・ぞうり・サンダルの類は着用を禁ずる。
- (3) 上履き（学年ごとに色別）・体育館シューズは指定品とする。
- (4) 実習の際は必ず所定の実習服を着用し、履物は各科で指定したものを着用すること。
- (5) 体育実技の時間は特別の指示のない限り、所定の運動着、運動靴を着用すること。
- (6) 頭髪は高校生らしい清潔な髪型とすること。
- (7) 校内への学校生活に不必要なものを持ち込まないこと。
- (8) 所持品にはすべて明確に系・学年・氏名を記入しておくこと。
- (9) やむを得ず、異装をする場合は、必ず担任を通じて異装願を提出すること。

2 具体的規定

(1) 服装等

項目		Aタイプ (男子)	Bタイプ (女子)
制服	販売店購入	①詰襟 ②スラックス ③ベスト (黒・紺・グレー) ④長袖セーター (黒・紺・グレー) ⑤半袖ワイシャツ (白・青)	①ジャケット ②スカートまたはスラックス ③長袖ブラウス (白・青) ④半袖ブラウス (白・青) ⑤ベスト (黒・紺・グレー) ⑥長袖セーター (黒・紺・グレー)
	一般商品購入	①ポロシャツ (白・紺) ①長袖白ワイシャツ ②ソックス ③インナーシャツ ④ベルト	①ハイソックス ②インナーシャツ
正装	4～5月 10～3月 (春・秋冬)	①以下を着用する。 ・詰襟 ・スラックス ・白ワイシャツ ・ベストまたはセーター (寒い時) ・ソックス (黒・紺) ・ベルト ②暑い場合は詰襟を脱いでもよいがセーターを着用しない。	①以下を着用する。 ・ジャケット ・スカートまたはスラックス ・長袖ブラウス白 ・ベストまたはセーター (寒い時) ・リボン ・紺色ハイソックス ②暑い場合はジャケットを脱いでもよいがベストを着用する。
	6～9月 (夏)	①以下を着用する。 ・スラックス ・長袖または半袖の白ワイシャツ ・ソックス ・ベルト	①以下を着用する。 ・スカートまたはスラックス ・白半袖ブラウス ・紺色ハイソックス ②長袖白ブラウスの場合は、リボン・ベストも着用する。
季夏・冬季の留意点	夏季の略装	①本校指定の半袖ワイシャツ・半袖ブラウス・ポロシャツを着用してもよい。 ②ワイシャツやブラウスの下にはインナーシャツを着用すること。 ③開襟の半袖ワイシャツの裾は、スカート・スラックスの外に出すこと。	①長袖ブラウスの場合は、ベスト・リボンを着用すること。
	冬季の防寒対策	①冬季は詰襟・ジャケットの下に、指定のセーター・ベストを着用してよい。 ②登下校時に制服の上に防寒対策の上着を着用してよい。上着は黒・濃紺・グレー・茶で、無地のコート・ジャンパー・ダウンジャケットとする。	

		<p>③カーディガン・革ジャンパー・ジーンズ・パーカー等、刺繍入り防寒着・プリント入り防寒着は禁止する。</p> <p>④積雪時等の時は、派手でない防寒靴を着用してよい。</p> <p>⑤スカートの下に体育着の着用を禁止する。</p>
		<p>①タイツを着用してよい。</p> <p>①黒タイツ・黒ストッキングを着用してよい。ただし儀式の時を除く。</p> <p>②上記①の場合、黒の標準ソックスを履いてもよい。</p>
服装等の留意点	制服	<p>①変形制服や他のものを着用しないこと。</p> <p>②ほつれは直ちに修繕すること。</p> <p>③インナーシャツは、体育指定Tシャツまたは、白無地Tシャツとし、ワンポイント可とする。</p>
		<p>①校章・系章（農業系－A・工業系－T）・ボタン等は、指定のものをきちんとつけていること。</p> <p>②ワイシャツは、無地でボタンダウンでもよい。</p> <p>③半袖白ワイシャツは開襟シャツでもよい。</p> <p>①校章はジャケットの左襟につける。</p> <p>②スカート丈は、膝蓋骨上部より5cm以内の長さで着用すること。（採寸時は膝蓋骨中央部とする。）</p>
	ベルト	<p>①黒・紺・茶を基調とする地味な革製のものとする。</p> <p>②アクセサリ付きの派手なものは禁止する。</p> <p>③ノーバンド・吊りバンドは禁止する。</p>
	ソックス・ストッキング	<p>①ソックスは、黒・紺・白・グレー・茶を基調とし、くるぶしから10cm以上の長さであること。</p> <p>②ワンポイント可とする。</p> <p>①白・紺・黒色のハイソックスとする。</p> <p>②ワンポイント可とする。</p> <p>③ルーズソックス・メッシュ・飾り付きは不可する。</p> <p>④ストッキングは肌色とする。</p> <p>⑤冬季はタイツを着用してよい。</p>
	通学靴	<p>①革靴または合成皮革靴とし、単色（黒・焦げ茶）の標準短革靴とする。</p> <p>②かかとの高い靴（4cm以上）・エナメル・メッシュは禁止する。</p> <p>③運動靴は可とする。</p> <p>④荒天・積雪時等は雨靴・防寒靴も可とする。</p>
	カバン	<p>①学生カバンまたは背負い・肩掛け・手提げで、蓋のできるカバンとすること。</p> <p>②補助としての袋（紙・布・ナイロン・ビニール）の持参は可とする。</p>
装飾品等	<p>①ピアス・指輪・腕輪・ネックレス・カラーコンタクト・エクステ・鎖・アイプチ等の装飾品は禁止する。</p> <p>②化粧をしてはならない。</p> <p>③防寒のための帽子は可とする。</p>	

(2) 頭髪

	男子	女子
頭髪	頭髪は、高校生らしい清潔な髪型とすること。	
	<p>①髪の長さは後襟にかからない、耳が隠れない、眉の半分にかからない程度の長さとする。（3年生就職時は眉毛にかからない）</p> <p>②もみあげは耳の穴の下までの長さとする。</p> <p>③パーマ・染毛・脱色・ドライヤー・ヘアアイロンによる変色・そり込み・ツーブロック等特殊な髪型は禁止する。</p> <p>④眉そり込み・伸ばしたひげは禁止する。</p>	<p>①前髪は眉の半分にかからない程度の長さとする。（3年生就職時は眉毛にかからない）</p> <p>②パーマ・染毛・脱色・ドライヤー・ヘアアイロンによる変色・ツーブロック等特殊な髪型は禁止する。</p> <p>③眉そり込みは禁止する。</p> <p>④髪を結う場合は、黒・紺・焦げ茶のゴムを使用すること。リボン、その他髪飾りは禁止する。</p>

(3) 携帯電話（スマートフォン）の扱い

①携帯電話の校内持ち込みの条件

正当な理由で、生徒が登下校する際に保護者と連絡を取る必要がある家庭の保護者からの申告制とします。（生徒同士等の使用や校内での使用は認めない。）

②携帯電話の校内持ち込みについての申請

携帯電話の校内持ち込みを希望する場合、登下校時に保護者と生徒が連絡しなければならない理由を、「携帯電話校内持ち込み申請書」（別紙）に記入して、必ず保護者が申請をして下さい。（申請書は担任よりもらう）

③携帯電話の校内持ち込みの理由

保護者が申請するにあたっては、以下にあげる、生徒が登下校時に保護者に連絡をする必要のある場合に限ります。

ア 遠距離からの通学で、交通が不便であり、保護者と連絡を取る必要がある。

イ 部活動等で遅くなり、保護者に連絡を取る必要がある。

ウ 駅やバス停から遠く、保護者に連絡を取る必要がある。

エ 保護者が共働き等の理由から、生徒と連絡を取る必要がある。

オ 危険地域等があり、保護者に連絡を取る必要がある。

カ 家庭の事情がある。

④携帯電話の校内（学校敷地内・校外学習時）における保管および使用規定

ア 校内での携帯電話の使用は原則禁止とする。

イ 校内では、必ず電源を切り、個人の責任において保管すること。

ウ 携帯電話の紛失等については、所有者の責任とする。

⑤違反時の指導

ア 上記4アイに違反した生徒は、学校預かりとし、指導をした上で返却を行う。その際、保護者に来校していただき、面談を実施した上で返却する場合もある。

イ 指導に従えなかったり、繰り返し違反したりした場合は特別指導の対象とする。

ウ 家庭からの申告なしに無断で校内に持ち込んでいた生徒については、見つけた時点で上記5①と同様の指導を行います。

II 風紀について

高校生らしく正しく明るい純真な態度を保持し、和やかな気持ちを以て人に接するよう心がけ明るく楽しい学園の建設につとめること。

(1) 常に勉学に対し真面目に努力し、いやしくも考査において不正行為などがあってはならない。

(2) 携帯電話による掲示板やブログ等に、他人を誹謗・中傷する内容などを書き込んではならない。

(3) 飲酒・喫煙は厳禁する。

(4) 不健全な飲食店、娯楽場、遊技場などへの出入りは厳禁する。

(5) 男女の交際はお互いの人格を尊重し、常に公明にして秘密があってはならない。

(6) 他人を卑下したり威圧したりするような態度があってはならない。

(7) いかなる場合でも暴力的行為は厳に慎むこと。

(8) 夜間の外出は控え、友人宅への外泊等してはならない。午後10時以降の外出（深夜徘徊）は県の条例により補導対象となるので注意すること。

(9) 薬物、接着剤等の不正使用は絶対にしてはならない。

(10) 上・下履きの区別を明確にすること。

(11) 他人の服装、所持品等を無断使用してはならない。

(12) みだりに金銭の貸借をしてはならない。

(13) 農場生産物を許可無く試食したり、私物化したりしてはならない。

(14) 校外に無断外出してはならない。

(15) 校外の不良交遊団体と関わってはならない。

(16) 選挙権を有しない生徒は政治活動を行ってはならない。選挙権を有する生徒の学校内での「選挙活動」・「政治活動」は禁止とする。

(17) 宗教上の勧誘行為を行ってはならない。

(18) その他、生徒としての本分にもとる行為をしてはならない。

Ⅲ アルバイトについて

生徒は学業が本分であることから、アルバイトは経済的理由や確かな目的があるときのみ行い、届け出制とする。学校に無断で行うことは厳に慎む。

1 アルバイトを行うときの注意事項

以下の注意事項を各家庭で熟慮し、アルバイトを行う。その際に、担任に相談し指導・助言を受けた上、保護者管理の下行う。

- (1) 授業や部活動、実習、補習を優先すること。
- (2) 成績不振科目がないこと。(各学期の評価において欠点科目ないこと。)
- (3) 出欠状況、生活面に問題がないこと。
- (4) アルバイト先が高校生としてふさわしい場所であること。
- (5) 1年生は、高校生活に慣れることが先決のため、原則として1学期終了後からとする。
- (6) 定期試験前1週間と定期試験中はアルバイトを禁止とする。
- (7) アルバイト時間は、午前5時以降とし、夜は午後10時までに帰宅すること。ただし、授業がある日の登校前のアルバイトは原則認めない。
- (8) 労働基準法を遵守すること。
- (9) アルバイトの終了やアルバイト先を変更する場合は、担任に申し出ること。
- (10) アルバイト届の有効期間は年度内とする。

2 アルバイトの目安

家庭学習の時間を設けるため、以下の目安を参考にアルバイトを行うこと。

- (1) 1～3学期中の授業がある日は、アルバイト実施を放課後とし、平日は午後8時まで、休日・祝日は午後6時まで。
- (2) 春季休業中および冬季休業中は9日以内とし、午前8時～午後8時まで。
- (3) 夏季休業中アルバイトは14日以内とし、午前8時～午後8時まで。

3 提出書類

- (1) アルバイト実施を希望する生徒は保護者同意のもと、アルバイト実施前に「アルバイト届」および、「雇用契約書の写し」または「雇用通知書」を担任に提出する。
- (2) 生徒から提出されたアルバイト届は、担任が確認し、アルバイト係に提出する。
- (3) アルバイト届に記載された労働条件等が適さない場合は、担任・アルバイト係が該当生徒および保護者に指導助言を行う。
- (4) 前年度と同じアルバイトが継続の場合は、新年度のはじまりに、アルバイト届および雇用契約書の写しまたは雇用通知書も添付すること。

4 書類提出時の確認事項

アルバイトを希望する生徒には、以下6点を保護者と十分な話し合いをさせる。

- (1) アルバイトをする目的が正当であること。
アルバイトを通じて社会経験をする意志や、得た金銭の使用目的が明確であること。
- (2) 保護者がある責任のもと、アルバイトをさせたいという強い意志をもっていること。
保護者が、生徒の目的及びアルバイト内容(雇用主・職種・就労時間等)を把握していること。
- (3) 学校生活に支障が生じるようなものでないこと。
アルバイトにより、成績低下、遅刻・欠席の増加、素行や頭髪・服装面での校則違反など、学校生活に支障が生じた場合には継続の可否を検討する。
- (4) 法令等で規制されている職種でないこと、および就労時間、業務内容の安全性、職場環境等の観点から高校生としてふさわしくない職種は除外すること。
〈法令で規制されている職種〉
 - ①酒を伴う遊興的接客業
 - ②危険な機械や装置を扱う業務
 - ③重量物を扱う業務
 - ④有害物・危険物の取扱い、感電の危険性のある業務
 - ⑤毒劇薬(物)その他有害な物質、又は爆発性、発火性若しくは引火性の物質を取り扱う業務

- ⑥著しいじんあい、有害ガス、有害放射線等を発散する場所、著しい高温、低温、異常気圧下の業務
- (5) 雇用主との間に雇用契約書等の文書で定めたものがあること。
 - ①「アルバイト届」の提出に際して、「雇用契約書」の写しを添付すること。
 - ②雇用契約書には、事故補償等が明記されていること。
 - ③会社等に備え付けの「雇用契約書」がないときは、添付の「雇用通知書」に必要事項を記入してもらい、その写しを提出する。
- (6) 自宅と職場との距離が近く、職場までの時間的・距離的問題がないこと。
交通安全確保及び家庭学習時間確保のため、遠距離の職場でのアルバイトは避けること。